

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第79号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年1月13日 20時50分ごろ	
発生場所	山口県下関市 彦島大橋橋梁灯（C1灯）から真方位074°600m付近（概位 北緯33°57.3′ 東経130°54.7′）	
事故等調査の経過	平成22年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十二 ^{しんよう} 仁洋丸、75トン 130412、有限会社佐賀水産 B 漁船 第十三 ^{しんよう} 松栄丸、75トン 126943、有限会社松栄水産	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海） B 船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船尾部擦過傷 B 左舷船首部凹損、プロペラ翼曲損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか8人が乗り組み、約4～5ノット（kn）の対地速力（以下、速力という。）で手動操舵により西進中、B船は、船長Bほか9人が乗り組み、約4～5knの速力で手動操舵により東進中、下関市の下関漁港内において、平成22年1月13日20時50分ごろ、A船の左舷船尾部とB船の左舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：波 なし、潮汐 下げ潮の初期	
その他の事項	本事故の発生場所は、幅約100～130mの水路で、航行船舶は、右側を航行している。 A船は、右側を航行していたが、右舷前方に係留していた船舶を避けるために左転したのち、B船を認めて急いで右転した。また、B船は、右側を航行していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし なし なし A船は、下関漁港内の狭い水路の右側を西進中、船長Aが、右舷前方に係留していた船舶を避けることに意識を集中していたことから、適切な見張りを行わずに左へ変針した可能性があると考えられる。 B船は、下関漁港内の狭い水路の右側を東進していたものと考えられる。
原因	本事故は、下関漁港内において、A船が西進中、B船が東進中、A船が	

	適切な見張りを行わずに左に変針したため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。
--	---